

# 大分県報

令和三年  
第二七〇号  
十二月二十一日

（火曜日）

## 目次

規 則  
肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部改正……………一

### 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の変更許可申請……………三

土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（国営事業）（二件）……………八

保安林の指定……………八

都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）……………八

### 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法による医師の指定……………九

県営土地改良事業の工事の完了公告の取消し……………九

## ○規 則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年十二月二十一日

大分県規則第九十八号

### 肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和二十五年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

### 第三条 削除

## ○告 示

### 大分県告示第六百八十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

#### 一 申請の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

中津市大字昭和和田一番地

ダイハツ九州株式会社

代表取締役社長 日野 克 浩

2 特定事業場の所在地及び名称

中津市大字昭和和田一番地

ダイハツ九州株式会社 大分（中津）工場

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号 ホ

廃ガス洗浄施設及び第七十一号 自動式車両洗浄施設

種 類 廃ガス洗浄施設

能 力 一五台/時

工 事 着 手 予 定 年 月 日 許可後

工 事 完 成 予 定 年 月 日 令四・二・二七

使 用 開 始 予 定 年 月 日 令四・四・一五

使 用 時 間 隔 連続

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 た り の 使 用 時 間															
								項 目	単 位	項 目	単 位																		
								水 素 イ オ ン 濃 度	mg/l	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	mg/l				化 学 的 酸 素 要 求 量	mg/l	浮 遊 物 質 量	mg/l											
自動式車両洗浄施設	一五台/時	許可後	許可後	許可後	間欠	八時間	なし	通常 の値	単位	通常 の値	単位	なし	六時三〇分〜翌日三時のうち一八・五時間																
								最大 の値	最大 の値	最大 の値	最大 の値		一																
4	汚水等の処理の方法	抽出物含有量	mg/l	一	生物処理+化学処理+物理処理	鉄筋コンクリート造	三、二七〇m <sup>3</sup> /日	凝集加圧浮上+生物学的脱窒+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭	mg/l	七	mg/l	六〇	八〇																
														mg/l	一〇	八〇													
主 要 寸 法	構造	力 式	種類	原水槽	縦九・五〇m×横三・八〇m×高さ四・五〇m	一基	縦九・五〇m×横二・九〇m×高さ四・五〇m	一基	縦九・五〇m×横二・八〇m×高さ四・五〇m	一基	縦九・五〇m×横三・六〇m×高さ四・五〇m	一基	縦九・二〇m×横七・八〇m×高さ四・五〇m	一基	縦四・九〇m×横三・〇〇m×高さ五・〇五m	一基	縦四・八〇m×横一・二〇m×高さ五・〇五m	一基	縦四・九〇m×横四・五〇m×高さ四・九五m	三基	縦四・五〇m×横四・五〇m×高さ四・六五m	二基	縦五・一〇m×横五・一〇m×高さ四・七五m	硝化槽	縦一七・三〇m×横三・六〇m×高さ四・七五m	三基	縦一五・八〇m×横三・〇〇m×高さ四・九〇m	再ばっ気槽	三基

排水口名	No.1	汚水等の汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	一日当たりの排出水量												
		りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位								単位											
		五〇	四九	四八六	二二四	二二五	六〇八・五	六〇八・五	六〇八・五	六〇八・五	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	なし	二四時間	既設	既設	既設	縦七・六〇m×横四・〇〇m×高さ四・四五m 二基 縦三・七五m×横二・〇〇m×高さ一・九五m 凝集反応槽 一基 縦一三・〇〇m×横一三・〇〇m×高さ三・〇〇m 凝集沈殿槽 一基 縦七・〇〇m×横五・四五m×高さ四・〇〇m ろ過水槽		
		一・五	四九	四八六	二二四	二二五	六〇八・五	六〇八・五	六〇八・五	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦七・六〇m×横四・〇〇m×高さ四・四五m 二基 縦三・七五m×横二・〇〇m×高さ一・九五m 凝集反応槽 一基 縦一三・〇〇m×横一三・〇〇m×高さ三・〇〇m 凝集沈殿槽 一基 縦七・〇〇m×横五・四五m×高さ四・〇〇m ろ過水槽
		五〇	四九	四八六	二二四	二二五	六〇八・五	六〇八・五	六〇八・五	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦七・六〇m×横四・〇〇m×高さ四・四五m 二基 縦三・七五m×横二・〇〇m×高さ一・九五m 凝集反応槽 一基 縦一三・〇〇m×横一三・〇〇m×高さ三・〇〇m 凝集沈殿槽 一基 縦七・〇〇m×横五・四五m×高さ四・〇〇m ろ過水槽
		三	二五	一五	一五	一五	六〇八・五	六〇八・五	六〇八・五	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦七・六〇m×横四・〇〇m×高さ四・四五m 二基 縦三・七五m×横二・〇〇m×高さ一・九五m 凝集反応槽 一基 縦一三・〇〇m×横一三・〇〇m×高さ三・〇〇m 凝集沈殿槽 一基 縦七・〇〇m×横五・四五m×高さ四・〇〇m ろ過水槽

令和三年十二月二十一日

大分県報(告示)

大分県告示第六百八十七号  
 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定により、  
 次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があつた。  
 なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
 令和三年十二月二十一日

一 申請の概要  
 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
 竹田市大字菅生九百五十三番地  
 株式会社藤野屋ファーム  
 代表取締役 甲 斐 昇一郎  
 2 特定事業場の所在地及び名称  
 竹田市大字戸上四百三十一九  
 株式会社藤野屋ファーム 大地本場

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所  
 1 縦覧期間  
 令和三年十二月二十一日から令和四年一月十一日まで  
 2 縦覧場所  
 大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第一号の二  
イ 豚房施設

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、特定施設の使用の方法、特定施設から排出される汚水又は廃液の処理方法、排出水の量及び排出水の汚染状態

5 特定施設の構造及び使用の方法

区	種	能	処	種	区	6 汚水等の処理の方法										区															
						理	方	式	類	分	造	力	汚水等の処理の方法					項	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	構	能	種	区	
													りん含有量	窒素含有量	浮遊物質		化学的酸素要求量		生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度											単位
						生物化学的処理、物理化学的処理	複合ラグーン方式	一一四m <sup>3</sup> /日	鉄筋コンクリート	分離原水槽 縦 三・〇m×横 三・〇m×高さ 三・五m 混合原水槽	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	木造平屋建て 基礎鉄筋コンクリート	総面積 一一、五四七・四m <sup>2</sup>	豚房施設	変	更	前		
						生物化学的処理、物理化学的処理	複合ラグーン方式	一一五・三m <sup>3</sup> /日	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	なし	二四時間	連続	許可後	許可後	許可後	同上	総面積 一一、六二八・一m <sup>2</sup>	同上	変	更	後		
						生物化学的処理、物理化学的処理	複合ラグーン方式	一一五・三m <sup>3</sup> /日	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	同上	同上	同上	変	更	後		

令和三年十二月二十一日

大分県報(告示)

汚水の等の汚染状態の値							汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法
大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位							
	三、〇〇〇 以下	一、二四四	二、二六四	一七、四一七	四、二四六	八、四八八	処理前	七・五 〽八・〇	通常 の値	なし	二四時間	既設	既設	既設	縦 七・〇m×横 七・〇m×高さ 三・五m 流量調整槽 縦 八・〇m×横 六・〇m×高さ 四・〇m 複合ラグーン 直径 三四・五m×高さ 八・〇m 三次処理調整槽 縦 四・五m×横 一一・八m×高さ 四・〇m 四次処理調整槽 縦 二・七m×横 三・〇m×高さ 四・〇m 処理水槽 縦 二・〇m×横 三・〇m×高さ 四・〇m
							処理後	五・八 〽八・六							
	三、〇〇〇 以下	一、二六四	二、二七七	一七、四四九	四、二五〇	八、四九九	処理前	七・五 〽八・〇	最大 の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上
							処理後	五・八 〽八・六							
	三、〇〇〇 以下	一、二六〇	二、二七二	一七、六一八	四、二八六	八、五七一	処理前	七・五 〽八・〇	通常 の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上
							処理後	五・八 〽八・六							
	三、〇〇〇 以下	一、二六一	二、二七六	一七、六二八	四、二八八	八、五七六	処理前	七・五 〽八・〇	最大 の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上
							処理後	五・八 〽八・六							

項目	一日当たりの排出水量		項目	汚水等の汚染状態の値						
	単位	m <sup>3</sup> /日		単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	個/cm <sup>3</sup>
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l		二、二六四	六五	二、二七七	六五	二、二七二	六五	二、二七六	六五
	mg/l		六五	二、二七七	六五	二、二七二	六五	二、二七六	六五	
	mg/l		二、二六四	六五	二、二七七	六五	二、二七二	六五	二、二七六	六五
	mg/l		二、二六四	六五	二、二七七	六五	二、二七二	六五	二、二七六	六五
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	六五	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下	六五	三、〇〇〇以下	六五	三、〇〇〇以下	六五	三、〇〇〇以下
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	八	一六	六五	四〇	四〇	六〇	八〇	六〇	一六
りん含有量	mg/l	六五	六五	六〇	六〇	八〇	六〇	八〇	六〇	一六
窒素含有量	mg/l	四〇	六〇	六〇	六〇	八〇	六〇	八〇	六〇	一六
浮遊物質	mg/l	四〇	六〇	六〇	六〇	八〇	六〇	八〇	六〇	一六
化学的酸素要求量	mg/l	六〇	八〇	六〇	六〇	八〇	六〇	八〇	六〇	一六
生物化学的酸素要求量	mg/l	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇
水素イオン濃度	mg/l	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇
項目	単位	通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値	通常値
一日当たりの排出水量	m <sup>3</sup> /日	九三	九六	九四・二	九七・二	九三	九六	九四・二	九七・二	九三
排水口名	No.1		同上		同上		同上		同上	
区分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
7 排出水量及び汚染状態の値										

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和三年十二月二十一日から令和四年一月十一日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所

大分県告示第六百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和三年十二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名	縦覧期間	縦覧場所
駅館川地区矢津工区	令三・一二・二一から 令四・一・一一まで	宇佐市役所

大分県告示第六百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和三年十二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名	縦覧期間	縦覧場所
駅館川地区尾立二工区	令三・一二・二一から 令四・一・一一まで	宇佐市役所

大分県告示第六百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
令和三年十二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

国東市国東町赤松字宇土一八〇二番二、一八〇六番、一八〇九番、一八一〇番、一八一二番、一八一三番、一八一四番二、一八一四番三、字石鼻一八一五番、一八一九番一、一八二〇番、字谷ヶ迫一八六〇番一、一八六〇番三、字ヤヒツ一九五七番一、一九五七番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
  - 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
令和三年十二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 施行者の名称  
大分市
- 都市計画事業の種類及び名称  
大分都市計画道路事業  
三・四・六十九号 片島松岡線
- 事業施行期間  
変更前 平成二十九年八月十五日から令和九年三月三十一日まで  
変更後 平成二十九年八月十五日から令和十六年三月三十一日まで
- 事業地  
1 収用の部分



変更なし  
2 使用の部分  
変更なし

大分県告示第六百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年十二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称  
日田市

二 都市計画事業の種類及び名称  
日田市計画下水道事業  
日田市公共下水道

三 事業施行期間  
変更前 昭和四十八年四月一日から令和四年三月三十一日まで  
変更後 昭和四十八年四月一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和四十八年八月七日大分県告示第五百五十九号、昭和五十年九月五日大分県告示第千二十七号、昭和五十四年十二月十八日大分県告示第千四百三十五号、昭和五十八年一月十四日大分県告示第三十三号、昭和六十年六月十四日大分県告示第七百九十八号、平成元年三月七日大分県告示第二百六十一号、平成六年一月四日大分県告示第十三号、平成八年三月二十九日大分県告示第三百四号、平成十年六月二十三日大分県告示第五百三十九号、平成十三年一月十九日大分県告示第七十号、平成二十一年三月三十一日大分県告示第二百八十五号、平成二十四年四月十七日大分県告示第三百八号、平成二十七年七月三日大分県告示第四百三十号、平成二十八年十一月一日大分県告示第五百七十号及び平成三十年十一月二十日大分県告示第六百七十三号の事業地のうち日田市丸山一丁目及び吹上町の各字の一部を変更する。

2 使用の部分  
変更なし

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第119号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認定症であるかどうかの診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和3年12月21日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

1 指定した医師の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地  
(1) 医師の氏名  
潤野 勝弘

(2) 勤務する病院の名称及び所在地  
潤野病院 大分市坂ノ市中央五丁目1番21号

2 指定年月日  
令和3年11月26日

○公 告

令和二年九月一日付け大分県報第一三六号に記載した県営農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備）（臼杵地区）に係る工事の完了の公告を取り消す。

令和三年十二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞